

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和4年04月01日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託（新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分）	35,178,000		36,283,800	教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,578,033,000		1,558,930,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	公益財団法人 京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和5年01月11日	野外活動施設「奥志摩みさきの家」（三重県志摩市）境界明示等業務委託について	4,878,300		4,878,300	教育委員会事務局 指導部 生徒指導課	公益社団法人京都公共囃託登記士 地家屋調査士協会 理事長 宮坂雅人	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
004	令和4年10月31日	京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約	34,018,800	34,571,900	34,571,900	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有
005	令和4年12月22日	令和4年度教育基盤システム等運用業務	23,158,410		23,158,410	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和5年02月10日	令和4年度光京都ネットGIGAスクールサービス提供に係る個別契約	88,054,120	72,144,820	74,289,985	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム 代表者 西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和5年03月01日	校務支援システム運用保守等業務委託	13,827,000		13,827,000	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和5年03月20日	西京高等学校及び西京高等学校附属中学校ネットワーク等保守管理業務委託	10,180,400		10,180,400	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	アライドテレシスキャピタルジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和4年12月15日	京都市立正親小学校整備工事 ただし、ブロック塀その他改修工事	6,740,800	6,901,400	6,901,400	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社木寺建設	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
010	令和5年01月13日	京都市立音羽小学校整備工事 ただし、ステンレスプール塗装改修工事	5,842,200	6,082,100	6,082,100	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社日建	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
011	令和5年02月14日	京都市立鳴滝総合支援学校整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	38,300,000		38,300,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

当初：令和4年4月1日

変更後：令和5年3月31日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額 (税込み)

当初：35,178,000円

変更後：35,263,800円

7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託（マイクロバスの配車を含む。）

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

臨時休校等による授業日数回復のための運行回数を増加させたことにより、委託料「金35,178,000円（うち消費税及び地方消費税相当額3,198,000円）」を「金35,263,800円（うち消費税及び地方消費税相当額3,205,800円）」に改めた。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接

に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

- ① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、北総合支援学校及び西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。
- ② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和4年12月28日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2
公益財団法人京都市生涯学習振興財団
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 1, 576, 033, 000円
(変更後) 1, 558, 930, 000円
- 7 契約内容
京都市生涯学習総合センター (分館を含む。), 京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター
条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設
の使用料に係る公金の徴収事務
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する
施設として、昭和56年に京都市社会教育総合センター (現在の京都市生涯学習総合センター、愛称
「京都アスニー」。) 及び中央図書館を開館した。
公益財団法人京都市生涯学習振興財団 (以下「財団」という。) は、この両施設において、産学官
の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当
時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施
設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。
財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、
千玄室氏 (初代の財団理事長、現在の京都市生涯学習総合センター所長) を呼びかけ人代表として、
京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」(現在の「京
都市教育振興基金」) を創設しており、以後40年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収
益を補助金として財団事業に充当してきている。
生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研

究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、随意契約により委託するものである。

(変更理由)

京都市職員給与条例の一部改正に準じた公益財団法人京都市生涯学習振興財団職員給与規程の改正等に伴う変更契約

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
野外活動施設「奥志摩みさきの家」（三重県志摩市）境界明示等業務委託について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日
令和5年1月11日
- 4 履行期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
4,678,300円
- 7 契約内容
奥志摩みさきの家敷地について、境界確定及び登記に必要な業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件業務は、市有地上の建物の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。
幅広い業務に対応可能な組織体制かつ、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制を備えているのは京都市域においては委託相手方のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同協会に業務委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件業務の委託先として選定した公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、その信頼性が高く、幅広い業務に対応可能な組織体制を備えている。
また、同協会は、これまでも京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先と

して相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和4年10月31日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 34,018,600円
(変更後) 34,571,900円
- 7 契約内容
京都市教育委員会データセンターの運用に必要な施設及び設備の賃貸借
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
図書館システムの更新(2月末)に伴い、現行システムの3月分のラック使用料が不要になったこととともに、更新後のシステムの準備期間として、11月から別のラックを使用する必要が生じた。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市教育委員会の情報システムが京都市データセンターで運用する情報システムとローカルエリアネットワークにより接続するため、同データセンターと同じ施設内に京都市教育委員会データセンターを設置する必要があり、当該施設を提供するのが西日本電信電話株式会社京都支店であるため同社と随意契約を締結した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度教育基盤システム等運用業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年12月22日
- 4 履行期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,158,410円
- 7 契約内容
教育基盤システム及び二要素認証システムを円滑に稼働させるための調整を行い、これらのシステム等の運用等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市教育委員会で使用する教育基盤システム及び二要素認証システムは、極めて高度な技術により設計・構築されており、両システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠である。このため、両システムの開発ベンダである日本電気株式会社にその運用を委託する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8と同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和4年9月1日
(再変更後) 令和5年2月10日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム
代表者 西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 66,054,120円
(変更後) 72,144,820円
(再変更後) 74,289,985円
- 7 契約内容
京都市教育委員会拠点のネットワークのローカルブレイクアウトの実施による通信サービスの提供
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
令和5年2月10日付で締結した覚書の変更契約にもとづき、新たな増速策への移行を実施するため、令和4年4月1日付けで締結した、光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約及び令和4年9月1日付けで締結した原契約の変更契約について、変更する契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
既存のネットワーク環境に熟知していることはもとより、ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供されていること、引続きデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみである。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
校務支援システム運用保守等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和5年3月1日
- 4 履行期間
令和5年3月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,827,000円
- 7 契約内容
校務支援システム（C4th）の運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年2月末に校務支援システム（C4th）の運用保守契約が終了したが、終了後も令和5年2月末まで利用していた機器等を利用し、校務支援システム（C4th）を引き続き運用する必要があるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8と同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京高等学校及び西京高等学校附属中学校ネットワーク等保守管理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和5年3月20日
- 4 履行期間
令和5年3月20日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都品川区西五反田7丁目21番11号
アライドテレシスキャピタルジャパン株式会社 代表取締役 大嶋 隆男
- 6 契約金額（税込み）
10,190,400円
- 7 契約内容
西京高等学校及び西京高等学校附属中学校ネットワーク等の保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和5年3月19日に西京高等学校及び西京高等学校附属中学校ネットワーク等保守管理契約が終了したが、終了後も令和5年3月19日まで利用していた機器等を利用し、西京高等学校及び西京高等学校附属中学校ネットワーク等の保守管理を引き続き運用する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8と同じ。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立正親小学校整備工事 ただし、ブロック塀その他改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
当初契約：令和4年12月15日
変更契約：令和5年 3月17日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年3月20日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草下川原町60番地
株式会社木寺建設
- 6 契約金額（税込み）
元契約：6,740,800円
変更契約：6,901,400円
- 7 契約内容
本工事は、ブロック塀を有する学校・幼稚園において、安全対策工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
一般競争入札により請負業者を募集したが、応札者なしとなり不成立となったため。
なお、変更契約については、施工の過程において各種の調整、工法の変更等が生じたため、締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
本工事については、一般競争入札により請負業者を募集し令和4年12月6日に開札したところ、
応札者なしのため不成立となった。
そこで、見積り合わせ（オープンカウンター）を実施し、予定価格を超えない金額で最も見積金額が低く、かつ、参加資格を満たしている株式会社木寺建設（代表取締役 木寺隆幸）と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結するものである。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	4,334,024	
計			4,334,024	
共通費				
共通仮設費	1	式	417,551	
現場管理費	1	式	893,904	
一般管理費等	1	式	1,044,521	
計			2,355,976	
工事価格	1	式	6,690,000	
消費税等相当額	1	式	669,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	7,359,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立音羽小学校整備工事 ただし、ステンレスプール塗装改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
当初契約：令和5年1月13日
変更契約：令和5年3月10日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年3月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区姉小路通猪熊西入倉本町279番地
株式会社日建
- 6 契約金額（税込み）
元契約：5,942,200円
変更契約：6,062,100円
- 7 契約内容
本工事は、老朽化の進んだプール塗装を改修し、長寿命化を図るために実施するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札に付したが全ての入札が最低制限価格未満であり不成立となったため。
なお、変更契約については、施工の過程において各種の調整、工法の変更等が生じたため、締結したものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
本工事については、一般競争入札により請負業者を募集し令和4年12月8日に開札したところ、全ての入札が最低制限価格未満のため不成立となった。
そこで、同一条件にて見積合せを実施した結果、3社から見積書の提出がありいずれの見積額も予定価格内かつ応募条件を満たしていた。そのうち、株式会社日建の見積金額が最も安価であったため、当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結したものである。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
ステンレスプール塗装改修工事	1	式	4,141,619	
計			4,141,619	
共通費				
共通仮設費 (安全費,フェンス/ガード)	1	式	190,248	
現場管理費	1	式	688,058	
一般管理費等	1	式	900,075	
計			1,778,381	
工事価格	1	式	5,920,000	
消費税等相当額	1	式	592,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	6,512,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立鳴滝総合支援学校整備工事 ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日
令和5年2月14日
- 4 履行期間
令和5年2月15日から令和5年9月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
36,300,000円
- 7 契約内容
既設昇降機の更新工事、更新工事に伴う撤去工事及び発生材処理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、京都市立鳴滝総合支援学校のエレベータの一部の機器（巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等）と、最新基準に合わせた戸開走行保護装置等の安全装置を付加する改修工事である。
工事を施工するにあたり、更新機器と既設利用の機器との互換性を保証し、エレベータとして安全な運用を保証する必要があるが、機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されておらず、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析し、工事を行うことは困難である。
よって、エレベータの安全な運用のため既設の主製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「8 随意契約の理由」と同様。
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
直接工事費	1	式	29,038,000	CK 直接工事費
計			29,038,000	CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費	1	式	797,427	KK 共通仮設費
現場管理費	1	式	1,015,963	KG 現場管理費
一般管理費等	1	式	4,188,610	KI 一般管理費等
計			6,002,000	KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式	35,040,000	KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式	3,504,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	38,544,000	KH 工事費

